

議第 8 号

令和 5 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算説明書

平成 30 年度の国保制度改革により、県が財政運営の責任主体となり、県から市町村に保険給付費等交付金が交付され、市町村から県に国民健康保険事業費納付金を納付することとなりました。

団塊の世代が後期高齢者医療への移行時期であるため、被保険者数は減少しますが、保険給付費については、医療の高度化もあり微増と見込み、国民健康保険税については、前年の所得に対する所得割額が、少なからず新型コロナウイルス感染症の影響を受け減収すると見込み、予算編成を行ったところであります。

その結果、令和 5 年度国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 39 億 9,751 万 5 千円で、前年度当初予算と比較して 3,012 万 6 千円の増となっております。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算は、保険給付費 29 億 4,889 万 3 千円、国民健康保険事業費納付金 9 億 2,348 万 5 千円が主なものとなっております。

歳入予算は、国民健康保険税 6 億 6,971 万円、県支出金 30 億 188 万 3 千円、繰入金 3 億 1,816 万 8 千円が主なものとなっております。

また、一時借入金の最高額を 1 億円に定めるとともに、保険給付費の支出の際における歳出予算の流用についてもあらかじめ議決を得ようとするものです。

以上、予算の大要について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のうえ御可決くださるようお願い申し上げます。